

環廃対発第110502002号

平成23年5月2日

各都道府県知事 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の実施について

災害のため実施した廃棄物の処理事業については、「災害等廃棄物処理事業費の国庫補助について」（平成19年4月2日環廃対発第070402002号環境事務次官通知）により行われ、その取扱いについては、「災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金の取扱いについて」（平成19年9月6日環廃対発第070906004号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）により行われているところであるが、今般、東日本大震災に係る標記事業の実施にあたり、別紙のとおり「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業実施要領」を定めたので、貴管内市区町村等に対し周知徹底されたく通知する。

別紙

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業実施要領

第1 目的

東日本大震災による被害は甚大であり、市町村機能が麻痺し、社会的経済的影響は極めて大きなものとなっている。この要領は、このような特別の事情に鑑み、市町村における災害等廃棄物処理事業の推進を支援し迅速な復興を進めるため、「災害等廃棄物処理事業費の国庫補助について」（平成19年4月2日環廃対発第070402002号環境事務次官通知の別紙）（以下「交付要綱という。」）により補助するうえで、必要な事項を定めることにより、補助金の適正な執行と円滑な運用を図ることを目的とする。

第2 事業の実施主体及び事業内容

事業の実施主体は、損壊家屋等の解体事業を含む災害等廃棄物処理事業を行う市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）であり、その事業の内容は、「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて」（平成23年5月2日環廃対発第110502003号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）によるものとする。

第3 事業計画の策定

事業を行うにあたっては事業計画を策定し、その計画に基づいて事業を実施しなければならない。なお、事業計画は原則として、全体事業計画を策定した上で各年度毎に振り分けることとする。

第4 事業費の範囲

補助対象となる事業費は、以下の経費とする。

1. ごみ処理事業のため直接必要な労務費、解体工事費、仮設工事費、運搬費、処理・処分費、借上料、自動車購入費、機械器具修繕費、燃料費、薬品費の合計額及びごみ処理事業者等への委託料、諸経費並びに事務費
2. し尿処理事業のため直接必要な労務費、運搬費、借上料、燃料費、薬品費の合計額及びし尿処理事業者等への委託料

第5 補助対象経費

補助対象経費は、「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて」（平成23年5月2日環廃対発第110502003号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）によ

るものとする。

第6 適用除外

適用除外については、「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて」（平成23年5月2日環廃対発第110502003号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）によるものとする。

第7 被害額の実地調査方法

被害額の実地調査方法については、災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金の取扱いについて」（平成19年9月6日環廃対発第070906004号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）により市町村が提出する災害等廃棄物処理事業の報告その他に基づき財務省係官立会の上、原則として現地調査を行うものとする。

ただし、補助金の概算払をする場合においては、次のとおり被害額の実地調査を行うこととする。

1. 実績部分について、収集・運搬、処分量及び解体件数について、日々の実績と計画の対比、単価設定の根拠、契約書、見積書、伝票等の関係書類を確認して行う。
2. 見込み部分について、これらの実績等に基づき予定地区における収集・運搬、処分量及び解体件数の達成見込み等について、実績及び諸般の状況から推計して行う。

第8 留意事項

事業の実施に当たっては、次の事項に留意すること。

1. 危険性、公共性等を配慮の上、計画的に実施すること。
2. 所有者等の存在を確認できた損壊家屋等の解体・処理は、それら所有者等の承諾を得た上で市町村が必要と認めたものに限るものであること。
3. 大企業及び中小企業、個人の混在するマンション等の解体で、大企業から負担金を徴収した場合にはその負担金は交付要綱でいう「寄付金その他の収入額」として扱うこと。
4. 災害廃棄物の処理にあたっては、極力分別に努め受入先との調整を図ること。
5. 災害廃棄物は、関係法令に基づいて適正に処理すること。